

議案第5号説明資料

平成30年2月15日

大磯町手数料条例の一部を改正する条例

資料

改正概要 1

改正内容 1

新旧対照表 2～7

財政課

消防総務課

大磯町手数料条例の一部を改正する条例

○ 改正概要

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部を改正する政令が平成30年1月26日公布、同年4月1日に施行されることに伴い、危険物施設の設置許可及び検査に係る手数料額を変更するため、大磯町手数料条例の一部の改正を行うものです。

○ 改正内容

- 1 大磯町手数料条例の別表第2の（二）の表中、「手数料の種類及び区分」欄の「準特定屋外タンク貯蔵所」と「特定屋外タンク貯蔵所」中の貯蔵最大数量が「1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの」から「400,000 キロリットル以上のもの」まで、及び「岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所」中の最大数量が「400,000 キロリットル未満のもの」から「500,000 キロリットル以上のもの」までの設置許可に係る手数料の額を改めるものです。
- 2 大磯町手数料条例の別表第2の（七）の表中、「手数料の種類及び区分」欄の「令第8条の2第5項に規定する基礎・地盤検査」中の「危険物の貯蔵最大数量が1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所」から「危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所」と「令第8条の2第5項に規定する溶接部検査」中の「危険物の貯蔵最大数量が1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所」から「危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所」まで、及び「令第8条の2第5項の岩盤タンク検査」中の「危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所」から「危険物の貯蔵最大数量が500,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所」までの検査に係る手数料の額を改めるものです。
- 3 大磯町手数料条例の別表第2の（九）の表中、「手数料の種類及び区分」欄の「特定屋外タンク貯蔵所」中の「危険物の貯蔵最大数量が1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの」から「危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル以上のもの」と「岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所」中の「危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル未満のもの」から「危険物の貯蔵最大数量が500,000 キロリットル以上のもの」までの保安に関する検査に係る手数料の額を改めるものです。
- 4 施行日
平成30年4月1日とします。

大磯町手数料条例 新旧対照表

| 改正案 | | | 現行 | | |
|--|--|------------|----------------------|--|------------|
| 第1条～第7条 省略 | | | 第1条～第7条 省略 | | |
| <p>附 則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> | | | | | |
| 別表第1 省略 | | | 別表第1 省略 | | |
| 別表第2 (第2条関係) | | | 別表第2 (第2条関係) | | |
| 事務の種類 | 手数料の種類及び区分 | 金額 | 事務の種類 | 手数料の種類及び区分 | 金額 |
| (一) 省略 | 省略 | 省略 | (一) 省略 | 省略 | 省略 |
| (二) 消防法 | 省略 | 省略 | (二) 消防法 | 省略 | 省略 |
| 第11条第1項前 | 省略 | 省略 | 第11条第1項前 | 省略 | 省略 |
| 段の規定による | 省略 | 省略 | 段の規定による | 省略 | 省略 |
| 設置の許可(以下「設置の許可」という。) | 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) | 570,000円 | 設置の許可(以下「設置の許可」という。) | 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) | 530,000円 |
| | 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係るものを除く。)で危険物の貯蔵最大数量(以下「最大数量」という。)が | | | 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係るものを除く。)で危険物の貯蔵最大数量(以下「最大数量」という。)が | |
| | 1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの | 880,000円 | | 1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの | 830,000円 |
| | 5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの | 1,070,000円 | | 5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの | 1,010,000円 |
| | 10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの | 1,200,000円 | | 10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの | 1,120,000円 |
| | 50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの | 1,520,000円 | | 50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの | 1,420,000円 |
| | 100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの | 1,780,000円 | | 100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの | 1,660,000円 |

| 改正案 | | | 現行 | | |
|--------|-----------------------------------|--------------------|--------|-----------------------------------|--------------------|
| | 200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの | <u>4,070,000円</u> | | 200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの | <u>3,880,000円</u> |
| | 300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの | <u>5,340,000円</u> | | 300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの | <u>5,100,000円</u> |
| | 400,000キロリットル以上のもの | <u>6,490,000円</u> | | 400,000キロリットル以上のもの | <u>6,290,000円</u> |
| | 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所で最大数量が | | | 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所で最大数量が | |
| | 400,000キロリットル未満のもの | <u>5,930,000円</u> | | 400,000キロリットル未満のもの | <u>6,320,000円</u> |
| | 400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの | <u>7,470,000円</u> | | 400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの | <u>7,970,000円</u> |
| | 500,000キロリットル以上のもの | <u>10,900,000円</u> | | 500,000キロリットル以上のもの | <u>11,800,000円</u> |
| | 省略 | 省略 | | 省略 | 省略 |
| | 省略 | 省略 | | 省略 | 省略 |
| | 省略 | 省略 | | 省略 | 省略 |
| | 省略 | 省略 | | 省略 | 省略 |
| | 省略 | 省略 | | 省略 | 省略 |
| | 省略 | 省略 | | 省略 | 省略 |
| | 省略 | 省略 | | 省略 | 省略 |
| | 省略 | 省略 | | 省略 | 省略 |
| | 省略 | 省略 | | 省略 | 省略 |
| | 省略 | 省略 | | 省略 | 省略 |
| | 省略 | 省略 | | 省略 | 省略 |
| | 省略 | 省略 | | 省略 | 省略 |
| | 省略 | 省略 | | 省略 | 省略 |
| (三) 省略 | 省略 | 省略 | (三) 省略 | 省略 | 省略 |
| (四) 省略 | 省略 | 省略 | (四) 省略 | 省略 | 省略 |
| (五) 省略 | 省略 | 省略 | (五) 省略 | 省略 | 省略 |
| (六) 省略 | 省略 | 省略 | (六) 省略 | 省略 | 省略 |

| 改正案 | | | 現行 | | |
|--|--|---------------------------------------|--|--|------------|
| (七) 設置の許可に係る消防法第11条の2第1項の規定による検査（以下「設置の完成検査前検査」という。） | 省略 | 省略 | (七) 設置の許可に係る消防法第11条の2第1項の規定による検査（以下「設置の完成検査前検査」という。） | 省略 | 省略 |
| | 省略 | 省略 | | 省略 | 省略 |
| | 令第8条の2第5項に規定する基礎・地盤検査（以下「基礎・地盤検査」という。） | | | 令第8条の2第5項に規定する基礎・地盤検査（以下「基礎・地盤検査」という。） | |
| | 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | 420,000円 | | 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | 410,000円 |
| | 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | 560,000円 | | 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | 540,000円 |
| | 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | 730,000円 | | 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | 700,000円 |
| | 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | 960,000円 | | 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | 920,000円 |
| | 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | 1,090,000円 | | 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | 1,040,000円 |
| | 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | 1,660,000円 | | 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | 1,600,000円 |
| | 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | 1,900,000円 | | 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | 1,820,000円 |
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 | 2,120,000円 | 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 | 2,030,000円 | | |

| 改正案 | | 現行 | |
|--|-------------------|--|-------------------|
| 令第8条の2第5項に規定する溶接部検査（以下「溶接部検査」という。） | | 令第8条の2第5項に規定する溶接部検査（以下「溶接部検査」という。） | |
| 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>530,000円</u> | 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>490,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>680,000円</u> | 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>630,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>1,030,000円</u> | 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>990,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>1,410,000円</u> | 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>1,310,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>1,780,000円</u> | 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>1,720,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>3,430,000円</u> | 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>3,320,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>4,190,000円</u> | 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>4,060,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>4,800,000円</u> | 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>4,650,000円</u> |

| 改正案 | | | 現行 | | |
|-------------------------------------|---|--|-------------------------------------|---|--|
| | 令第8条の2第5項の岩盤タンク検査（以下「岩盤タンク検査」という。） 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 | <u>9,320,000円</u> | | 令第8条の2第5項の岩盤タンク検査（以下「岩盤タンク検査」という。） 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 | <u>9,100,000円</u> |
| | 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>12,600,000円</u> | | 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>12,400,000円</u> |
| | 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>17,300,000円</u> | | 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>17,000,000円</u> |
| (八) 省略 | 省略 | 省略 | (八) 省略 | 省略 | 省略 |
| (九) 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査 | 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係るものを除く。） 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの | <u>320,000円</u> <u>460,000円</u> <u>750,000円</u> <u>1,020,000円</u> <u>1,300,000円</u> <u>3,150,000円</u> <u>3,870,000円</u> <u>4,460,000円</u> | (九) 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査 | 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係るものを除く。） 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの | <u>310,000円</u> <u>430,000円</u> <u>720,000円</u> <u>960,000円</u> <u>1,210,000円</u> <u>2,950,000円</u> <u>3,620,000円</u> <u>4,170,000円</u> |

| 改正案 | | | 現行 | | |
|-----|---|-------------------|----|---|-------------------|
| | 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル 未満のもの | <u>2,690,000円</u> | | 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル 未満のもの | <u>2,660,000円</u> |
| | 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル 以上500,000キロリットル未満のもの | <u>3,230,000円</u> | | 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル 以上500,000キロリットル未満のもの | <u>3,190,000円</u> |
| | 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル 以上のもの | <u>4,830,000円</u> | | 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル 以上のもの | <u>4,790,000円</u> |
| | 省略 | 省略 | | 省略 | 省略 |